

会議録

1 会議の名称 第100回佐賀県障害者施策推進協議会

2 開催日時 令和5年11月10日(金)

3 開催場所 佐賀県社会福祉協議会

4 出席者 <委員>

浅見委員、坂田委員、黒田委員、平川委員、三原委員、松田委員、
大竹委員、赤瀬委員、田代委員、熊委員、鮫島委員、木塚委員

<オブザーバー>

佐賀県医師会事務局 中山氏

<事務局>

健康福祉部：實松部長、豊田副部長

障害福祉課：黒田課長、久富室長、副島副課長、江島副課長、古川副課長、
福島係長、平野係長、吉富係長、浦塚係長、山口係長、馬場係長
池田主査、福田主事

5 議題 第5次佐賀県障害者プラン・第6期佐賀県障害福祉計画・
第2期佐賀県障害児福祉計画の中間見直しについて

6 会議録

【議長】

まずは令和4年度の実績について事務局のほうからお願いいたします。

【事務局】

(資料1に基づき、第5次佐賀県障害者プラン、第6期佐賀県障害福祉計画、第2期佐賀県障害児福祉計画の令和4年度実績について説明。)

【A委員】

共生型サービスには、介護保険と障害者総合支援法の両方提供出来るようなサービスがあると思う。そこに全然言及がないが、計画の中でこれまではやられてこられなかったのか。

精神障害にも対応出来る地域包括ケアシステムの話もあったが、精神科病院からの退院後、地域移行を促進する、高齢の方が増えてきているので、障害者総合支援法との連携、協働するということをあわせて、介護保険法とか高齢者福祉サービスとの連携も重要になってくるが、そのあたりがこの計画だけで進んでいくものかどうか。

【事務局】

説明の中では共生型について列挙いたしませんでしたが、障害福祉課の方では共生型サ

ービスについて事業者さまのほうから相談等が随時あっておりますので、隣の課に介護保険を所管しております長寿社会課がございまして長寿社会課と情報連携、共有しながら共生型サービス事業者の指定については推進しているところ。

また適宜必要な時には事業者さまのほうにアドバイス等しているところ。県内の数については現在確認している。

【B 委員】

先ほどの A 委員もおっしゃっていたが、原則は高齢者に関しては介護保険優先ということになるが、実際サービスで高齢者と精神障害者が一緒に住まわれている場合には、高齢者のサービスにはいって、結果的に両方のサービスになっているような場合もあるってことですよね。

A 委員もおっしゃった、退院促進の一つの障害に家族の高齢化が影響している。実際に、もう高齢なのでうちで看ることができませんと言われることが出ている。このあたりは、現在、県が力を入れている障害者のグループホームの満足化、支援というところで解決していかないといけないところ。前回は申し上げたが、グループホームを作るのに住民から結構反対や受け入れてもらえないケースなどがあるので、可能であれば県のほうから、例えば住民説明会の時に少しお手伝いしていただくなどしていただけると、もしかしたらもう少しスムーズだったかなと思うところ。広報啓発の活動も大事である。

【事務局】

広報活動としては、精神福祉大会をはじめ今年はさがスマイルフェスタを佐賀さいこうフェスで行ったり、いろいろと工夫を重ねているところ。地道に活動をしているところだが、グループホームなどの説明会なども、もし御協力出来るところがあればしていきたい。

【B 委員】

(さがスマイルフェスタに) 派遣された職員から聞いたが、そもそもそれがどこでやっているのかよくわからない状況だったようで、せっかく佐賀さいこうフェスの中でやるのであれば、もう少しアピール出来るように工夫されたらよいのではないかと思う。

【事務局】

さがスマイルフェスタは佐賀さいこうフェスで行ったが、御意見いただいたように情報発信がきちんとできていないところは反省しつつ、次に生かしていきたい。

議題については R4 年とすでに現行の計画により実績を報告させていただいた。併せて次の議題の中で今後どうしていくのか、この取り組み自体、これだけの項目だけでいいのかということについては次の議案の中で質問等、御意見をいただき一緒に考えていきたい。

【C 委員】

説明の中で不思議に思ったのは、障害者福祉サービスというのは人、人的マンパワーが必要な部類だと思うが、この計画の中に例えば障害者の人数が何人で障害者の方を支えている（施設関係）職員が何人いて、この職員がどのような資格を持っていてその資格を持っている職員をどのように増やしていくのか、その計画が別の所にあるのかもしれないが、欠けているように思える。後ろにコーディネーター等の話は出ているが、そうではなく全体的な話を伺いたい。

【事務局】

今日説明したスライドの中にはそのような現状等はなかったが、そもそものプランの冊子の最初のところ、第2章佐賀県の現状があるが、作成したときの数値なので、R5年4月1日で例えば手帳保持者が何人なのかというようなベースとなる情報、数字が今回お配りできておらず、失礼した。実際はこういったプランを見直すときにはそういった章を設けまして、現状というところで提供したい。

【事務局】

（資料2（スライド～21ページ）に基づき、「第5次佐賀県障害者プランの中間見直し、第7期佐賀県障害福祉計画・第3期佐賀県障害児福祉計画について」の説明、（前半）

【D 委員】

情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法について。私たちは難病患者や人工呼吸器を装着した方々、意思疎通ができない方、寝たきりの頸椎損傷の方々、そういう方々へのコミュニケーション手段として文字盤や視線入力等を使って意思疎通を図っている。そういう場合はここに含まれるのか。

【事務局】

今日のこの段階では方向性というところですが、確かにこういった中に具体的な取組を落とし込んでいくので、たとえば事例としてあげる、そういったところでもみなさまと意見交換をして素案をつくりあげていきたい。

【D 委員】

生活支援について。長崎など他県では24時間365日ひとり暮らしをしているALSの患者さんがいる。佐賀県では、この頃ドクターと話していて、人に迷惑をかけるから呼吸器をつけるのをやめて亡くなっている方が多い。私たちが支援していた中で、たくさんいらっしゃる。最終的には本人が（呼吸器をつけるか）決めるのだが、長崎ではひとり暮らしをしている患者さんたちがひとり暮らしを出来る環境が整っているからであって、自分たちで生活

出来る環境を整えるというのは佐賀県においてもやるべきことかなと思う。是非そういうところを意見として、お願いいたします。

【E 委員】

差別解消権利擁護等の推進について、確かに説明があったところも大事だが、是非この中に意思決定支援を入れないといけないのではないか。権利条約の批准を受けて、基本法が改正されて、要は本人の意思をもっと大事にすべきじゃないのか。どちらかといえば本人のためと思って専門家やいろんな周りの人が、良かれと思って決めていたが、それでいいのかといわれている。成年後見人制度を少し前からしているが、国連の権利委員会から否定されている。成年後見人とは代理代行型の支援ではないかと、それではだめだということで見直しを迫られ、成年後見を抱えている会員を集めて意思決定支援とは何かという意見書をやった。

そういったところから考えていくと、今から入れないでほしいというのとそれはともかくとして、障害者本人に対して意思決定支援、これは意思を形成するところから、意思表示支援、意思実現支援の3つの段階でやることになっているが、これを踏まえた自己決定として精神を表現するのはいかなるものかと思う。自己決定するのが難しい方が意思を形成するところから支援していかなければならないと言っている。意思決定支援と後見人制度の推進は相反していないか。意思決定支援を進めれば成年後見人制度を含む代理代行型は考えなければならぬとされているのでその点の整合性も検討しなければならない。

また、H6年度の厚労省概算要求の中に意思決定支援の充実と新たな権利擁護の施策の構築に向けた取り組みを実施するというので、各県では成年後見人・福祉・司法などの関係者を対象にした意思決定支援の研修を実施するとされている。このことから相談支援員サービス管理者および児童発達支援員を対象に研修を行うとされていることは国とのそういったものを踏まえて検討したほうがいいのでは。

【事務局】

意思決定支援について。計画にしっかり謳っていくということについては、プランの中でも考える必要があると考える。委員の中でも御意見があれば伺いたい。

【B 委員】

1つは意思決定支援をする立場の職員の教育研修が必要という意見なので計画に含まれるべきと考える。

【事務局】

そのような意見を踏まえ素案に落とし込んでいければと考える。

【議長】

難しい問題。意思というのは同じ病気でも様々な考え方があり、それを第三者が判定するのも非常に難しい。それを御本人にどう判断していただくのかも、難しいので、勉強する必要がある。

【F 委員】

(資料②) 10 ページの生活支援の人材育成について。現職員の質の向上も大切だが、実際は障害福祉の分野で働く人を集めるのが大変。障害福祉で働こうとする若い人たちがいないとこれから先が回っていかない。県内で障害福祉に携わる人たちが生きがいを持って仕事出来る、定着して家族を養えて仕事出来るような取り組み、そこがないと今後いろんなことを一生懸命やろうとしても、こどもたちの仕事がどんどん増えていってしまう。人材の確保ということであれば人を増やすというところを県をあげて、みんなで協力しながら、大学など教育分野とも関わり合いながら、そのような施策をしてもらえればと思う。

【議長】

働き手が全体的に減少している。仕事をする人が少なく、若者は給与が安いと勤めてもらえない。やりがいでだけは勤めてくださらない。佐賀県の中で非常に高給な場所が増えれば、そこらへんを注力していただければと思う。言われたように大学などの教育の場でしっかりと佐賀県の障害福祉や介護に勤めてもらえるように、学校と県と企業が連携するなど対策したほうがよいのではと考える。

【F 委員】

これを見させていただくとどこに入れていただいたほうがいいかわからないが、知恵を出していただいて、人材育成なり人材確保なりをどこかに入れてほしい。先ほどあった意思決定支援の話のなかで、成年後見人制度について、現在改正案が審議中（検討中）でおそらく民法改正までかかわってくる話ですので10年ほどかかるのではないかと思われる。よって、当面は両建てで行くべきでは。

【A 委員】

先ほどD委員がALSの方の生活支援の話がされていたが、医療的ケア児、こどもでもそういう生活支援を必要とされている方がいる。在宅の重症心身障害者の方のための短期入所や居宅介護など在宅支援の充実という項目があり重症心身障害児と重なるところもあるが、支援法が新しくでき、この計画の中で生活支援の中に医療的ケア児という状態の方の支援を入れた方がよいのでは。

また先ほどB委員のグループホーム新規開業の際地域住民の反対にあったというお話、

差別解消法の差別に関わるどころ。差別解消法ができており、合理的配慮をこれから事業所が行っていくが、住民がグループホームに反対するというのは、一種の差別。住む場所が確保できないというのは、障害を持っている人から見ると社会的排除。どういった対応をとるのかを考えるのは、必要なこと。グループホーム開設に住民の同意は不要とされているので、そういう事態にならないようにする行政の責任もあると思う。

【G 委員】

A 委員の発言にも関係するが、(第5次佐賀県障害者) プランの方には広報が出てきますよね。テレビを使うのはどうですか。新聞では物足りないと思う。精神障害者の啓発活動としては、民生委員などと勉強会をしている。地道には、民生委員での勉強会というようにやっていくが、テレビでの広報も大きいと思う。

グループホーム開設に反対されるということで、小城市で実際に同様のことがあった。その際は、住民説明会に小城市役所障がい福祉課職員に同席してもらい住民と話し合いをした。市職員から「本来住民の了解は本当はいらぬ」と説明してもらい、それが決め手となった。実態としては差別といっても、偏見。住民の意識を向上させることが重要なので是非広報を。

【H 委員】

一つ確認。先ほどの議事の1(第5次佐賀県障害者プラン、第6期佐賀県障害福祉計画、第2期佐賀県障害児福祉計画の令和4年度実績)のところで、その数値について、もし中間見直しということなので反映できればと思っている箇所がある。資料1のスライド10ページ、「3 教育」のR8年度の特別支援学校の目標が結構高い。この協議会には以前特別支援学校の代表の方がいらっしゃった気がして、今の委員にはいないようですが、令和8年度のこの目標数値を目指すのであれば、そこに関係する委員に入っていただくといいのでは。

【事務局】

委員の中に特別支援教育について委員の中に入ってくださいればこちらとしても心強い。現在入っていらっしゃらない経緯については現在、こちらで把握できておらず、明確に説明することができず申し訳ない。今後のことも考えると、そういった分野の代表の方が入っていただいて御意見いただき、より良い方向と一緒に考えていければ心強いので、動きたい。

【H 委員】

教育の項目を考えると、乳幼児、児童中学生高校生は、福祉に関わって子どもが成長過程において教育等要因になりますので、そういう意味ではいらっしゃるといいのかなと思う。

【事務局】

他のいろんな協議会とか特別支援学校の方が入っている協議会もあるのですが、根幹となすここにいらっしゃらないのは御指摘のとおり。

【H 委員】

どこの項目に入るかわからないが、是非入れていただきたい。児童の権利条約を受けて、日本では約 30 年弱かかり、今年の 4 月からこども基本法が施行された。こどもの意見表明ということ、どのように私たちが権利として考えていくか考えるとき、アドボカシー（擁護・代弁）をどのように聞くか、聞く人の養成は急務だと思う。他県では養成講座などが始まっているが、佐賀県ではどのような予定があるのかということも含めて、お聞きしたい。

【事務局】

アドボカシーについては県の県議会でも議論されている。どういう施策を展開していくというのが手元に持ち合わせていないが、そういったことが県議会の中、県の中でも議論をして、こどもの権利主張について、しっかりと踏まえていく。今日の意見も踏まえ、プランの中でどこに入れるのかを再度検討する。

【E 委員】

こどものアドボカイト事業は、佐賀県社会福祉士会が受託して、やることになっている。現在、研修がすでに始まっている。

【事務局】

こども家庭課のほうで進めている取り組みで課が違うとなかなか詳細を説明できず、申し訳ない。

【G 委員】

養成講座が始まっているとのことなので、養成後の方々がどう配置され、どう活用されるのか。養成するだけでは活用はできないので、具体的に考えたらよいのではないかと思う。

【B 委員】

3 点ほど教えてほしい。

1 点目。基本目標の各論「2. 保健・医療」のところだが、もちろん更新の概論的な説明なのであまり細かいことお尋ねするのはどうかと思うが、2 番目の精神保険・医療の提供等について「切れ目のない」というのは医療福祉の切れ目のないという意味か、あるいは入院、退院、外来の切れ目のないという意味なのか。

2点目。権利擁護等と（切れ目のない精神障害者の退院後支援の）下段に書いてあるが、代弁者の方やサポーターの方とか全員に来てもらうことがいいのか。もっと進めていかなければならない話にはなると思うが、権利擁護等とかだと非常に幅が広がって、あいまいに書いたのかもしれないがどのようなことをお願いしようとしているのか詳しく説明してほしい。

3点目。各論「4.安全・安心」の（防災対策の推進）の2つ目について）具体的に、どのようなことを考えられているのか。新しく避難所を増設されるのか、現在のところにそれをつくるのか、あるいは何か機械器具をもってなのか。

【事務局】

1点目の切れ目のないについて、後半のところの退院後の通院外来などについても支援も続けてということは国の基本計画の中にも盛り込まれているところ。表現としては、退院して終わりというわけではなく、その後の通院等も含めてというようなニュアンスで書いている。

2点目

各論の2の権利擁護等については

この等について、権利擁護の推進だけでなくいくつかこの項目の中に就労施設での配慮なども含めて等とさせていただいているやに解釈している。こういった形での説明になってしまい、申し訳ない。

3つ目

新たな避難所ではなく、車いすを利用出来る仮設住宅を設けるときに車いすの方も利用出来るようなものをしていくということ。

【事務局】

（資料②スライドの22ページから、第7期佐賀県障害福祉計画、第3期佐賀県障害児福祉計画について説明）

【I委員】

（I委員が会長をする協会は、）入所施設やグループホームを運営している事業者が主体の協会である。お願いに近いが、資料2スライド25ページの、福祉施設の入所者の地域生活への移行について、国が目標を決めている事だと理解しており、各市町の目標値と県の目標値の基準について、市町は県を下回ってはいけないなどがあるだろうが、同じく県の目標値が国の目標値をしたまわるなどはないと思いつつ、資料1のスライド17ページ、福祉施設の入居者の地域生活への移行の中で、目標値に対して実績（中間値）が下回っている要因として、本人や家族が地域移行を望まないケースが目標未達成の要因として出ている。グループホームはもちろん必要なものだが、入所施設も必要なもので一定数のニーズがある。入

所施設は極力なくしたいという考えを厚生労働省は持っておりそのような動きであるが、佐賀県のほうではニーズがあるということを中心にとどめていただき、あまり数値目標だけにとらわれないでほしい。数値上反映されなくてもそういった気持ちを持ってほしい。

余談だが九州内の他県ではグループホームには補助金をだすが入所施設には出さないといいところがある。入所施設の必要性を感じている方は一定数いるので、グループホームには、補助金が出るけど入所施設の建て替えにはお金が出ないというのはおかしい。生まれ育った佐賀県ではしないでほしい。お願いのような話だが。

【事務局】

最初の地域移行の目標数値について、本人が望まないケースについて決してそこを無理強いしてというのは本来あるべき姿ではないと考えている。そうした中で望まれる方が移行しやすい環境を作っていくということで取り組んでいきたい。そういったことについては実状については市町が地域の住民、市町のことを一番わかっているところ、市町の考え、計画をしっかりと聞いたうえで、県の計画としてまとめていきたい。対象か対象じゃないかという、対象になっているということをつけ加える。

【B 委員】

余談だが、自身の病院が高齢者率が高く近い将来高齢者率が 50%以上になる、そのような高齢者を地域に返すことは、高齢者ということもあり中々難しい。しかも人口の過疎地のようなところではサービスの提供を在宅にするのは非常に効率が悪い。訪問するにしても、サービスが行き届きづらい。地域特性については県でも十分配慮されて、そこに重点的に何が必要であるとか、どういった財政的な支援が必要であるとかも含めて考えていただくと、数値目標を定めてそれが一番いいという考え方はされてないと思うが、十分柔軟に対応をとってほしいというのが I 委員が言われたところなのかなと。

【議長】

パブリックコメントの前に意見を出すことは可能なのか。それとも、パブリックコメントで出す必要があるのか。

【事務局】

基本的に委員の方々の意見をいつでもいただければ。お声かけいただければ、こちらから伺いたい。いずれにしても引き続き、御意見いただければと思う。

【事務局】

以上をもちまして「第 101 回佐賀県障害者施策推進協議会」を閉会させていただきます。貴重な御意見を多数いただきありがとうございます。ありがとうございました。